

加川敦後援会会則

- 1 (名 称) 本会は、加川敦後援会と称する。
- 2 (事 務 所) 本会の事務所は、宮城県刈田郡蔵王町に置く。
- 3 (目 的) 本会は加川敦氏を後援することにより蔵王町の未来を考え活動し町制の発展と町民の生活向上、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 4 (事 業) 本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。
 - (1) 研究会、座談会、講演会等の開催
 - (2) 会報等の発行
 - (5) その他の目的達成に必要な事業
- 5 (会 員) 本会の目的に賛同する者をもって会員とする。
- 6 (役 員) 本会の役員は 会長、副会長、会計責任者、としてこれを役員会が
お願いする。その他会長が認めた役員を置く。
- 7 (役員任期) 役員任期は原則2年とする。但し、再任は妨げない。
- 8 (経 費) 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
- 9 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 10 (会則改正) 会則の改正は役員会で行い、直後の総会で承認を得ることとする。
本会則に定めなき事項については、役員会でこれを決定する。

附 則

本会則は、平成28年1月4日より実施する。